

## 食品衛生管理者の資格を証明する書類

食品衛生管理者の資格要件 (食品衛生法第48条第6項)		証明する書類 (提出書類)
1	医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師	各免許証の写し
2	学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者	卒業証明書及び履修証明書
3	都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者	卒業証明書及び履修証明書
4	学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食品衛生管理者を置かなければならない食肉製品製造業において食品の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者	最終学歴を確認できる卒業証書等、業務に3年以上従事したことを営業者が証明した書類及び講習会を受講・修了したことを証明する書類